

## 学校給食センターの広域設置に係る検討状況について

### 1. これまでの経緯

室蘭・登別両市の学校給食センターは、室蘭市が開設から49年（昭和49年建築）、登別市が開設から57年（昭和41年建築）がそれぞれ経過し、施設の老朽化が進むほか、より安全・安心な学校給食の提供や食物アレルギーへの対応が求められるなど、同様の課題を抱えていることを踏まえ、昨年8月より、両市による同センターの広域設置の可能性に関し、共同での検討を行ってきたが、昨年12月以降は、各市での単独設置よりも、広域設置した場合の方が財政的優位性が高くなることなどが確認されたことから、新学校給食センターの広域設置に向けた具体的な検討を進めてきた。

### 2. 広域設置に向けた検討事項

#### (1) 施設概要

現在の両市における児童・生徒数に基づき、施設・設備のあり方を検討した結果、両市による新学校給食センターの施設概要は、概ね次のとおりになるものと想定。

【計画食数】 8,000食（室蘭市5,000食／登別市3,000食）

※ 令和5年5月基準児童・生徒数（室蘭市4,588人、登別市2,726人）

【施設規模】 5,000㎡程度（延床面積）

【調理設備】 提供食数に基づき必要な設備を想定

【その他】 学校給食衛生基準を満たすことを基本に、施設規模や人員配置を想定。  
またアレルギー食は調理段階での対応を想定

#### (2) 事業規模

施設概要等を基本に試算した結果、建設費は56億円程度、建設費から国庫補助金を除き、地方債の利子負担を加算した建設コストの総額は57億円程度、施設稼働に要する経費等を試算した結果、両市に学校給食を提供するための運営費は25年間で109億円程度になることがそれぞれ見込まれている。

#### (3) 設置・運営方式

新学校給食センターの広域設置及び運営方式については、室蘭・登別両市による「協議会」を令和7年度当初を目途に設置し、この協議会を設置・運営主体とする。

なお、協議会の代表市は室蘭市とする。

#### (4) 両市の費用負担のあり方

##### ① 建設費

施設・設備の一部には、規模の大小に関わらず要する共通部分が一定程度あることから、この共通部分の整備費については、両市で均等に負担する「均等割」とし、残る部分については、施設建設時に想定される食数で按分する「計画食数割」に基づき、両市がそれぞれ負担する。

##### ② 運営費

給食調理に係る人件費や光熱水費など、学校給食センターの運営に係る経費は、食数に比例することから、「運営費」については、提供食数に応じて按分する「実食数割」に基づき両市がそれぞれ負担する。

#### (5) 新学校給食センターの建設予定地

学校給食衛生管理基準における調理後2時間以内の喫食は両市域内であればいずれの場所でも対応は可能ではあるが、円滑な配送が十分可能となるためには室蘭・登別両市域の中間部周辺に位置することが望ましい。また、適切な敷地形状や面積を備えること、各種災害の危険区域に含まれないこと、幹線道路へのアクセスや利便性など、各種要件を考慮する必要がある。それらを踏まえ、新学校給食センターの建設予定地として、室蘭市八丁平3丁目43番1内（資料2-2参照）の市有地を選定した。

### 3. 今後のスケジュール

検討の結果、設置・運営方式や両市による費用負担の考え方、建設予定地といった課題への対応について、一定の方向性が得られたことから、室蘭市と登別市は、新学校給食センターを広域で設置・運用することを正式に決定し、これまでの検討結果に基づき、設置・運営主体のあり方、経費負担方法に関する基本的な考え方、建設予定地について、年内を目途に両市長により合意書を交わす予定。

なお、供用開始時期については、令和11年度（2029年度）を目途としているが、今後も事業運営や給食運営の詳細については、引き続き両市で協議を進めることとする。また、事業全体の発注方法等については、各工程を分割して仕様発注する従来手法のほか、設計、建設、運営を性能発注により一括で民間に委ねる方法なども検討する。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
両市による協議・調整 基本計画策定・敷地調査	▶					
基本設計・実施設計		▶				
施設建設				▶		
仮稼働						▶
本稼働						▶